

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

告 示

ページ

○特定非営利活動法人の設立の認証申請（二件）	（共同企画社会推進課）	一
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	（同）	二
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	（介護保険室）	二
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	（同）	三
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	（同）	三
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出	（同）	三
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	（同）	四
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	（同）	四
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（障害福祉課）	四
○県営土地改良事業計画の縦覧（二件）	（農村振興課）	四
○地域森林計画の変更（二件）	（林業振興課）	五
○保安林の指定施設要件の変更の予定	（森林整備課）	六
○道路の区域変更（二件）	（道路課）	六
○道路の供用開始	（同）	六
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	（都市計画課）	七
○土地改良事業計画の適当の決定（五件）	（北部地方振興事務所）	七
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（二件）	（教育庁施設整備課）	八
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（三件）		一一

病 院 局

告 示

○宮城県告示第四十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 人と人をつなぐ会

一 代表者の氏名 山根 慎一郎

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区本町二丁目一番七号本町奥田ビル二階

三 定款に記載された目的 この法人は、様々な講師の方を迎えてセミナー・講演会を開催し、参加者に講演内容を仕事、職場、生活などに活かしてもらうという形で、

社会教育の推進を図ることを目的とする。また、参加者のつながりを作り出し、仕事やプライベートでも関わりを持てるきっかけを提供する場を創る。そういったつながりの輪を広げていくことで、地域社会の活性化に寄与することをも目指す。

四 申請のあった年月日 平成二十一年十二月二十一日

○宮城県告示第四十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 宮城県就労支援事業者機構

一 代表者の氏名 黒澤 武彦

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区片平一丁目三番一号

三 定款に記載された目的 本機構は、犯罪者や非行少年（更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者をいう。以下「犯罪者等」という。）が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要

であることにかんがみ、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、

四 申請のあった年月日
 平成二十一年十二月二十五日
 犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

○宮城県告示第四十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十二年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 代表者の氏名 特定非営利活動法人 アグリ・ノーマライゼーションin秋保 佐藤 茂

二 主たる事務所の所在地 仙台市太白区秋保町馬場字深野三十九番地の一

三 定款に記載された目的
 この法人は、障害者が健常者と同じように自立し、人として尊厳を持って生活を送れるよう、働く場・日常生活の場を提供する仙台市中心障害者通所施設「サンサンファクトリー」の運営を中心として、障害者の職親になる農家の育成、仙台市民等のための農業体験・食農教育の推進、秋保・有機の里づくりの推進、冬期湛水不耕起栽培による水田環境の保全等を行い、①心身障害者福祉の向上、②地域農業の振興、③農地環境の保全、④農村文化の継承を図ることに寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日
 平成二十二年一月十三日

○宮城県告示第五十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十二年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号 ○四七〇二〇一八九八	事業所の名称及び所在地 かつまホームケアサービス	事業者の名称又は氏名 株式会社ジョウセイ	指定年月日 平成二十一年
-------------------------	-----------------------------	-------------------------	-----------------

○四七五五〇二二六七	石巻市鹿妻南四丁目五番四十五号	株式会社協	平成二十一年十二月十五日
訪問介護ステーション泉松の森 仙台市泉区松森字新田一番地			

二 通所介護

介護保険事業所番号 ○四七一一三〇二二八三	事業所の名称及び所在地 デイサービス福ろう 栗原市築館高田一丁目五番六号	事業者の名称又は氏名 株式会社シエスタージケア	指定年月日 平成二十一年十二月一日
--------------------------	--	----------------------------	----------------------

三 短期入所生活介護

介護保険事業所番号 ○四七五四〇二二五二	事業所の名称及び所在地 特別養護老人ホーム春の森 から 仙台市太白区東郡山二丁目三十四番五号	事業者の名称又は氏名 社会福祉法人みずほ	指定年月日 平成二十一年十二月十五日
-------------------------	---	-------------------------	-----------------------

四 福祉用具貸与

介護保険事業所番号 ○四七五五〇二二五九	事業所の名称及び所在地 シルバースポーツ事業部いずみがおか 仙台市泉区泉ヶ丘二丁目二番六号	事業者の名称又は氏名 株式会社ニュービルディングシステム	指定年月日 平成二十一年十二月一日
-------------------------	---	---------------------------------	----------------------

五 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号 ○四七五五〇二二五九	事業所の名称及び所在地 シルバースポーツ事業部いずみがおか 仙台市泉区泉ヶ丘二丁目二番六号	事業者の名称又は氏名 株式会社ニュービルディングシステム	指定年月日 平成二十一年十二月一日
-------------------------	---	---------------------------------	----------------------

○宮城県告示第五十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。

平成二十二年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 〇四七二七〇〇八〇六	事業所の名称及び所在地 東向陽台居宅介護支援センター 黒川郡富谷町東向陽台二丁目三番六号	事業者の名称 株式会社テンダー	指定年月日 平成二十一年十二月一日
-------------------------	--	--------------------	----------------------

○宮城県告示第五十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十二年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号 〇四七五五〇二二六七	事業所の名称及び所在地 訪問介護ステーション泉松の森 仙台市泉区松森字新田一番地	事業者の名称又は氏名 株式会社協	指定年月日 平成二十一年十二月十五日
-------------------------	--	---------------------	-----------------------

二 介護予防通所介護

介護保険事業所番号 〇四七二二〇二二八三	事業所の名称及び所在地 デイサービス福ろう 栗原市築館高田二丁目五番六号	事業者の名称又は氏名 株式会社シエスタージュエ	指定年月日 平成二十一年十二月一日
-------------------------	--	----------------------------	----------------------

三 介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所番号 〇四七五四〇二二五二	事業所の名称及び所在地 特別養護老人ホーム春の森 仙台市太白区東郡山二丁目三十四番五号	事業者の名称又は氏名 社会福祉法人みずほ	指定年月日 平成二十一年十二月十五日
-------------------------	---	-------------------------	-----------------------

四 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号 〇四七五五〇二二五九	事業所の名称及び所在地 シルバースポーツ事業部いづみがあか 仙台市泉区泉ヶ丘二丁目二番六号	事業者の名称又は氏名 株式会社ニユービルディングシステム	指定年月日 平成二十一年十二月一日
-------------------------	---	---------------------------------	----------------------

五 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号 〇四七五五〇二二五九	事業所の名称及び所在地 シルバースポーツ事業部いづみがあか 仙台市泉区泉ヶ丘二丁目二番六号	事業者の名称又は氏名 株式会社ニユービルディングシステム	指定年月日 平成二十一年十二月一日
-------------------------	---	---------------------------------	----------------------

○宮城県告示第五十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十二年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号 〇四七五三〇一三三九	事業所の名称及び所在地 キュッとケアサービス 仙台市若林区沖野七丁目三十九番六十号	事業者の名称又は氏名 株式会社キュットライフ	廃止年月日 平成二十一年十二月十六日
〇四七一五〇〇一四〇	あつたが訪問介護事業所 大崎市古川中里三丁目三番三十二号	有限会社まごころ	平成二十一年十二月三十一日
〇四七五二〇二六八七	ゴールドトラスト株式会社 仙台市青葉区栗生七丁目十一番二号	ゴールドトラスト株式会社	平成二十一年十二月三十一日

二 通所介護

介護保険事業所番号 〇四七五二〇一六五五	事業所の名称及び所在地 デイサービスひだまり 仙台市青葉区高松二丁目四番十六号	事業者の名称又は氏名 有限会社AKI	廃止年月日 平成二十一年十二月三十一日
-------------------------	---	-----------------------	------------------------

○宮城県告示第五十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十二年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
○四七五二〇二二五六	フランスベッド株式会社仙台居宅介護支援事業所 仙台市宮城野区岩切字分台六十二	フランスベッド株式会社	平成二十一年十二月二日
○四七五一〇二六八七	ゴールドトラスト株式会社 仙台市青葉区栗生七丁目十一番二号	ゴールドトラスト株式会社	平成二十一年十二月三十一日
○四七二八〇〇五九八	有限会社加美ケアプランセンター 加美郡加美町長檀百十五番地一 コーボ長檀一〇二	有限会社加美ケアプランセンター	平成二十一年十二月三十一日
○四六二六九〇〇五八	りふ掖済会居宅介護支援センター 宮城郡利府町森郷字新太子堂五十一番地	社団法人日本海員掖済会	平成二十一年十二月三十一日

○宮城県告示第五十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十二年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護予防訪問介護	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
○四七一五〇〇一四〇	あつたか訪問介護事業所 大崎市古川中里三丁目三番三十二号	有限会社まごころ	平成二十一年十二月三十一日
○四七五一〇二六八七	ゴールドトラスト株式会社 仙台市青葉区栗生七丁目十一番二号	ゴールドトラスト株式会社	平成二十一年十二月三十一日

二 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
○四七二一三〇〇八三〇	介護いつくしみの家本館 栗原市一迫真城字清水上野前一番地の一	有限会社グロリア・プランニング	平成二十一年十二月十日
○四七五二〇一六五五	デイサービスひだまり 仙台市青葉区高松二丁目四番十六号	有限会社AKI	平成二十一年十二月三十一日

○宮城県告示第五十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十二年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一五五〇〇六八五	ヘルパーステーション みんなの家 仙台市泉区七北田新道三番一	居宅介護、重度訪問介護、行動援護	株式会社 コベリ	平成二十二年一月十五日

○宮城県告示第五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の二第一項の規定により、県営岩倉沢ダム地区土地改良事業（基幹水利施設管理事業）計画を定めたので、同条第十項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については不服があるときは、同法第八十七条の二第十項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の二第十項において準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年一月二十五日から平成二十二年二月二十二日まで

三 縦覧場所

大崎市役所

大崎市三本木総合支所

大崎市岩出山総合支所

大崎市田尻総合支所

加美町役場

涌谷町役場

美里町役場

美里町南郷庁舎

○宮城県告示第五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の二第一項の規定により、県管二ツ石夕ム地区土地改良事業（基幹水利施設管理事業）計画を定めたので、同条第十項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同法第八十七条の二第十項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の二第十項において準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年一月二十五日から平成二十二年二月二十二日まで

三 縦覧場所

大崎市役所

大崎市松山総合支所

大崎市三本木総合支所

大崎市鹿島台総合支所

加美町役場

加美町小野田支所

加美町宮崎支所

色麻町役場

涌谷町役場

美里町役場

美里町南郷庁舎

松島町役場

東松島市役所

東松島市役所鳴瀬庁舎

○宮城県告示第五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により宮城南部地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定により次のとおり公表する。

平成二十二年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 地域森林計画の名称

宮城南部地域森林計画変更計画

二 縦覧場所

宮城県庁（農林水産部林業振興課）、宮城県大河原地方振興事務所及び宮城県仙台地方振興事務所

所

○宮城県告示第六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により宮城北部地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定により次のとおり公表する。

平成二十二年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 地域森林計画の名称

宮城北部地域森林計画変更計画

二 縦覧場所

宮城県庁（農林水産部林業振興課）、宮城県仙台地方振興事務所、宮城県北部地方振興事務所（栗

原地域事務所を含む。) 宮城県東部地方振興事務所(登米地域事務所を含む。)及び宮城県気仙沼地方振興事務所

○宮城県告示第六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十二年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町字鹿原葉来山一の一・字鹿原滝西風山一の二・字鹿原滝ノ原一の二(以上三字三筆について次の図に示す部分に限る。)、字鹿原茨谷地一の三、字芋沢森合一の一・字芋沢葉来原一の五(以上二字二筆について次の図に示す部分に限る。)、白石市福岡八宮字川原子一の六・字川原子上一の三(以上二字二筆について次の図に示す部分に限る。)、一の三五、一の三七、一の三八(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
(ア) 次の図「及び」次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。
(イ) 宮城県告示第六十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年一月二十二日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十二日

一 道路の種類 一般国道
二 路 線 名 三百九十八号
三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変 更 の 区 間		変更の前後		敷地の幅員(メートル)		敷地の延長(メートル)	
前	後	前	後	前	後	前	後
本吉郡南三陸町戸倉字水戸辺一六九番一地先から							
前	後	一五・七	一六・二丁	二五・〇	二五・〇	一六・八	一六・八
同郡同町戸倉字水戸辺一六八番一地先まで							

○宮城県告示第六十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年一月二十二日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道
二 路 線 名 河南鳴瀬線
三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の前後		敷地の幅員(メートル)		敷地の延長(メートル)		備 考
前	後	前	後	前	後	前	後	
東松島市大塩字寺前七一番一地先から同市大塩字寺前八〇番地先まで								
前	後	八・〇	一三・五	三七・〇	二六・〇	三五四・〇	三七〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
後	前	一三・五	二六・〇	二六・〇	一三・五	三七〇・〇	二六・〇	

○宮城県告示第六十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年一月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	築館登米線	登米市迫町佐沼字鉄砲丁一一番四地先から 同市迫町佐沼字的場三七番地先まで	平成二十二年 一月二十五日
県道	中田迫線	登米市迫町佐沼字鉄砲丁一一番四地先から 同市迫町佐沼字的場三七番地先まで	

○宮城県告示第六十五号

白石市から白石都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 白石都市計画下水道

2 名称 白石市流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により審査した結果、美里町が行う土地改良事業（鳴瀬川下流頭首工地区）計画を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議の申出をすることができる。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年一月二十二日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高 橋 幸 夫

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業（鳴瀬川下流頭首工地区）計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年一月二十五日から平成二十二年二月二十二日まで

三 縦覧場所

美里町役場、美里町南郷庁舎、大崎市役所、大崎市鹿島台総合支所、涌谷町役場、松島町役場、東松島市役所及び東松島市鳴瀬庁舎

○宮城県告示第六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により審査した結果、加美町が行う土地改良事業（上川原頭首工地区）計画を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議の申出をすることができる。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年一月二十二日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高 橋 幸 夫

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業（上川原頭首工地区）計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年一月二十五日から平成二十二年二月二十二日まで

三 縦覧場所

加美町役場、大崎市役所及び大崎市三本木総合支所

○宮城県告示第六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により審査した結果、大崎市が行う土地改良事業（大堰頭首工地区）計画を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議の申出をすることができる。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年一月二十二日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高 橋 幸 夫

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業（大堰頭首工地区）計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年一月二十五日から平成二十二年二月二十二日まで

三 縦覧場所

大崎市役所、大崎市岩出山総合支所、大崎市三本木総合支所及び加美町役場

○宮城県告示第六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条

第一項の規定により審査した結果、大崎市が行う土地改良事業（三丁目頭首工地区）計画を適当と決

定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌

日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議の申出をすることができる。また、この決定があつた

ことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対

する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年一月二十二日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高 橋 幸 夫

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業（三丁目頭首工地区）計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年一月二十五日から平成二十二年二月二十二日まで

三 縦覧場所

大崎市役所、大崎市田尻総合支所及び美里町役場

○宮城県告示第七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条

第一項の規定により審査した結果、大崎市が行う土地改良事業（桑折江頭首工地区）計画を適当と決

定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議の申出をすることができる。また、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年一月二十二日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高 橋 幸 夫

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業（桑折江頭首工地区）計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年一月二十五日から平成二十二年二月二十二日まで

三 縦覧場所

大崎市役所、大崎市松山総合支所、大崎市三本木総合支所、大崎市鹿島台総合支所、美里町役場及び美里町南郷庁舎

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十二年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県石巻北（旧河南）高等学校仮設校舎賃貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び設計図書による。

3 履行期間 平成二十二年八月二十日から平成二十三年三月三十一日まで

4 履行場所 宮城県石巻北高等学校（旧宮城県河南高等学校）

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていること。

3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

と。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第一条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第一条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定するいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

9 当該物件一式に対し迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

10 入札参加資格申請場所及び提出期限 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十二年二月二十二日（月）までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇・八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁施設整備課県立施設班（担当 成田 宏 電話〇二二・二二一・三三三五）

2 入札説明書及び設計図書の交付期限

平成二十二年三月五日（金）午後五時十五分まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十二年二月二十二日（月）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

(一) 日時 平成二十二年三月五日（金）午後五時十五分まで

(二) 郵送により提出する場合は、平成二十二年三月五日（金）午後五時十五分までに、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて1の場所に到達すること。この場合、1の担当班まで、その旨について必ず連絡をすること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所 平成二十二年三月八日（月）午前十時 宮城県行政庁舎十六階教育庁会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達契約に係る入札説明書及び設計図書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに平成二十一年度における入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十一年宮城県規則第七十四号）並びに財務規則第十三条及び第一百四十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 本公告に示した賃貸借を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 契約書作成の要否 要

7 申請書の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

8 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Items/Service required : Lease (including dismantling) of one temporary school building for Miyagi Prefectural Ishinomaki Kita Senior High School (one set)
- 2 Duration of Contract : August 20, 2010 to March 31, 2011
- 3 Location : Miyagi Prefectural Ishinomaki Kita Senior High School (Previously Kanan Senior High School) (Ishinomaki City, Miyagi Prefecture)
- 4 Bid Deadline : March 5, 2010, 5 : 15 p.m.
- 5 Contact Person : Hiroshi Naria, Prefecture Administrative Section, Facilities Management Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai 980-8423 Japan. Tel.: 022-211-3353 (Japanese only)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十二年一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県気仙沼向洋高等学校仮設校舎賃貸借 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び設計図書による。
- 3 履行期間 平成二十二年八月二十日から平成二十四年三月三十一日まで
- 4 履行場所 宮城県気仙沼向洋高等学校

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていること。
- 3 2以外の者で開札時までには宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 4 平成二十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 5 平成二十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始

の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定するいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

9 当該物件一式に対し迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
10 入札参加資格申請場所及び提出期限 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五)へ平成二十二年二月二十二日(月)までに提出すること。

三 入札書の提出場所等
1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇・八四三三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県教育庁施設整備課県立施設班(担当 三塚 富貴 電話〇二二・二二一・三三三五)

2 入札説明書及び設計図書の交付期限
平成二十二年三月五日(金)午後五時十五分まで
3 一般競争入札参加資格審査
入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十二年二月二十二日(月)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けるなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合はこれに応じなければならない。

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十二年二月二十二日(月)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けるなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合はこれに応じなければならない。

<p>4 入札書の提出期限</p> <p>(一) 日時 平成二十二年三月五日(金)午後五時十五分まで</p> <p>(二) 郵送により提出する場合は、平成二十二年三月五日(金)午後五時十五分までに、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて1の場所に到達すること。この場合、1の担当班まで、その旨について必ず連絡を要する。</p> <p>ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。</p> <p>5 開札の日時及び場所 平成二十二年三月八日(月)午前十時十五分 宮城県庁行政庁舎十六階教育庁会議室</p> <p>四 入札に参加することができない者</p> <p>1 一に定める資格を有しない者</p> <p>2 当該調達契約に係る入札説明書及び設計図書の原本の交付を受けない者</p> <p>五 その他</p> <p>1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平成二十一年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十一年宮城県規則第七十四号)並びに財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。</p> <p>3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。</p> <p>4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>5 落札者の決定の方法 本公告に示した賃貸借を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>6 契約書作成の要否 要</p> <p>7 申請書の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。</p> <p>8 詳細は入札説明書による。</p> <p>六 概要</p> <p>Summary</p> <p>1 Items/Service required : Lease (including dismantling) of one temporary school building for Miyagi Prefectural Kesenuma Koyo Senior High School (one set)</p>	<p>2 Duration of Contract: August 20, 2010 to March 31, 2012</p> <p>3 Location : Miyagi Prefectural Kesenuma Koyo Senior High School (Kesenuma City, Miyagi Prefecture)</p> <p>4 Bid Deadline : March 5, 2010, 5 : 15 p.m.</p> <p>5 Contact Person : Fumitaka Mituzuka, Prefecture Administrative Section, Facilities Management Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai 980-8423 Japan. Tel.: 022-214-3353 (Japanese only)</p> <p style="text-align: center;">病院局</p> <p>○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。</p> <p>平成二十二年一月二十二日</p> <p style="text-align: center;">宮城県立循環器・呼吸器病センター院長 佐 藤 尚</p> <p>一 入札に付する事項</p> <p>1 調達案件及び数量 宮城県立循環器・呼吸器病センター清掃等業務 一式</p> <p>2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>3 履行期間 平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで</p> <p>4 履行場所 宮城県立循環器・呼吸器病センター(宮城県栗原市瀬峰根岸五十五番二号)</p> <p>二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項</p> <p>1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。</p> <p>2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者であること。</p> <p>3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。</p> <p>4 宮城県の物品調達に係る競争入札の参加資格制限要領に基づく資格制限を受けている期間中ではないこと。</p> <p>5 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する措置要件のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。</p> <p>6 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第九条の十五に定められた基準を満たすことであること。</p>
---	--

7 本件業務又は延べ床面積一万平方米メートル程度以上の病院の同種の業務を、平成十九年一月一日以降、十二月以上継続して誠実に履行した実績を有すること。

8 入札に参加を希望する者は、6及び7に掲げる事項を証する書類を平成二十二年二月十二日午後五時までに三の1に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番二号 電話〇二二・二二一・三三三五)へ平成二十二年二月八日午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒九八九・四五二三 宮城県栗原市瀬峰根岸五十五番二号
宮城県立循環器・呼吸器病センター事務局総務班(担当 千葉 勝義 電話〇二八・三八・三二五)

2 入札説明書の交付期限 平成二十二年二月十二日午後五時まで。ただし、郵送による交付依頼は、平成二十二年二月九日までに1に掲げる場所あて必着のこと。

3 一般競争入札参加資格審査 入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十二年二月二十三日までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 入札書の提出期限 平成二十二年三月三日午後五時まで。(郵便により提出する場合は、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。

5 開札の日時及び場所 平成二十二年三月四日午前十一時 宮城県立循環器・呼吸器病センター二階大会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 本件調達契約に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 入札参加に当たつての注意事項

1 調査基準価格について 本人札は、調査基準価格を設けるので、その調査基準価格を下回る入札があつたときは、入札を保留にして必要な調査を行い、地方自治法施行令第百六十七条の第十

一項の規定により、予定価格の範囲内の価格で最低の価格の入札者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもつて入札した他の入札者のうち最低価格の入札者を落札者とすることがある。

2 履行能力確認調査について

イ 1の調査基準価格を下回る入札があり、入札が保留になつたときは、最低価格入札者からの関係資料の提出及び事情聴取並びに関係機関への照会その他の方法により、最低価格入札者と契約することが、契約の適正履行及び公正な取引の秩序の観点から支障がないか調査(以下「履行能力確認調査」という。)する。

ロ 具体的な調査方法や最低価格入札者が提出すべき資料等、履行能力確認調査に関する内容は、「清掃業務委託に係る履行能力確認調査実施要領」及び「清掃業務委託履行能力確認調査・審査基準」に規定されており、宮城県出納局契約課のホームページ(<http://www.pref.miyagi.jp/keiyaku/>)からダウンロードすることができ。

3 業務委託費内訳書について

イ 調査基準価格を下回る入札があつたときは、調査基準価格を下回る入札を行った入札者から、入札書に記載されている入札価格に対応した業務委託費内訳書の提出を求める場合がある。

ロ 業務委託費内訳書は、書面により提出すること。

ハ 業務委託費内訳書の様式は任意であるが、最低限数量、単価、金額等を記載すること。

4 調査基準価格を下回る価格で落札されたときの調査協力について この業務が調査基準価格を下回る価格で落札されたときは、業務の適正な履行を確保するため、履行期間中に必要な調査を行うことがある。その場合は、業務の受注者は次のとおり調査に協力しなければならない。

イ 受注者は、その業務体制について記載した書類を作成し、その提出を求められたときは、これに応じなければならない。

ロ 受注者は、業務を行うに当たり仕様書に基づき計画した内容について記載した書類を作成し、その提出を求められたときは、これに応じなければならない。

ハ イ及びロに規定する書類について事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

5 長期継続契約について

この業務は、年度当初から業務を開始する必要があることから地方自治法及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務とするため、この業務に係る歳出予算が不成立となつたときは入札の中止や契約の解除を行うことがある。

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十

八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。

宮城県立精神医療センター院長 小 高 晃

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一元未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額、以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 財務規則第百条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、調査基準価格を下回る入札について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするこの有無 有

7 契約書作成の要否 要

8 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Item(s)/Service Required : Cleaning service for the Miyagi Cardiovascular and Respiratory Center (one set)
- 2 Duration of Contract : From 1 April 2010 to 31 March 2013
- 3 Place of Delivery : Miyagi Cardiovascular and Respiratory Center;
- 4 Deadline for Bid : March 3, 2010, 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Person : Katsuyoshi Chiba, Jimu-kyoku, Somu-han, The Miyagi Cardiovascular and Respiratory Center, 55-2 Seminegishi, Kurihara, Miyagi 989-4513 Japan. TEL : 0228-38-3451

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十二年一月二十二日

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県立精神医療センター清掃等業務 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで
- 4 履行場所 宮城県立精神医療センター（宮城県名取市倉田字山無番地）

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 宮城県の物品調達に係る競争入札の参加資格制限要領に基づく資格制限を受けている期間中ではないこと。

5 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する措置要件のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

6 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第九条の十五に定められた基準を満たすものであること。

7 本件業務又は延べ床面積一万平方米メートル程度以上の病院の同種の業務を、平成十九年一月一日以降、十二か月以上継続して誠実に履行した実績を有すること。

8 入札に参加を希望する者は、6及び7に掲げる事項を証する書類を平成二十二年二月十二日午後五時までに三の1に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関する説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十二年二月八日午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ

先

〒九八一・一二三三 名取市手倉田字山無番地

宮城県立精神医療センター事務局総務班担当 八巻 秀雄 電話〇二一・三八四・二三六

2 入札説明書の交付期限 平成二十二年二月十二日午後五時まで。ただし、郵送による交付依頼は、平成二十二年二月九日までに1に掲げる場所あて必着のこと。

3 一般競争入札参加資格審査 入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十二年二月二十三日までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 入札書の提出期限 平成二十二年三月三日午後五時まで。(郵便により提出する場合は、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること。)ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。

5 開札の日時及び場所 平成二十二年三月五日午後三時 宮城県立精神医療センター 大会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 本件調達契約に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 入札参加に当たつての注意事項

1 調査基準価格について 本入札は、調査基準価格を設けるので、その調査基準価格を下回る入札があったときは、入札を保留にして必要な調査を行い、地方自治法施行令第百六十七条の十第一項の規定により、予定価格の範囲内の価格で最低の価格の入札者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の入札者のうち最低価格の入札者を落札者とすることがある。

2 履行能力確認調査について

イ 1の調査基準価格を下回る入札があり、入札が保留になったときは、最低価格入札者からの関係資料の提出及び事情聴取並びに関係機関への照会その他の方法により、最低価格入札者と契約することが、契約の適正履行及び公正な取引の秩序の観点から支障がないか調査(以下「履行能力確認調査」という。)する。

ロ 具体的な調査方法や最低価格入札者が提出すべき資料等、履行能力確認調査に関する内容は、「清掃業務委託に係る履行能力確認調査実施要領」及び「清掃業務委託履行能力確認調査・審査基準」に規定されており、宮城県出納局契約課のホームページ(<http://www.pref.miyagi.jp/keiyaku/>)からダウンロードすることが出来る。

3 業務委託費内訳書について

イ 調査基準価格を下回る入札があったときは、調査基準価格を下回る入札を行った入札者から、

入札書に記載されている入札価格に対応した業務委託費内訳書の提出を求める場合がある。

ロ 業務委託費内訳書は、書面により提出すること。

ハ 業務委託費内訳書の様式は任意であるが、最低限数量、単価、金額等を記載すること。

4 調査基準価格を下回る価格で落札されたときの調査協力について この業務が調査基準価格を下回る価格で落札されたときは、業務の適正な履行を確保するため、履行期間中に必要な調査を行うことがある。その場合は、業務の受注者は次のとおり調査に協力しなければならない。

イ 受注者は、その業務体制について記載した書類を作成し、その提出を求められたときは、これに応じなければならない。

ロ 受注者は、業務を行うに当たり仕様書に基づき計画した内容について記載した書類を作成し、その提出を求められたときは、これに応じなければならない。

ハ イ及びロに規定する書類について事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

5 長期継続契約について この業務は、年度当初から業務を開始することから地方自治法及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務とするため、この業務に係る歳出予算が不成立となったときは入札の中止や契約の解除を行うことがある。

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 財務規則第百条の規定に基づいて作成された予定価格(以下「予定価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、調査基準価格を下回る入札について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認め

られるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- 6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 有
- 7 契約書作成の要否 要
- 8 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Item(s)/Service Required : Cleaning service for the Miyagi Psychiatric Center (one set)
- 2 Duration of Contract : From 1 April 2010 to 31 March 2013
- 3 Place of Delivery : Miyagi Psychiatric Center
- 4 Deadline for Bid : March 3, 2010, 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Person : Hideo Yamaki, Jimu-kyoku, Somu-han, The Miyagi Psychiatric Center, Mubanchi, Yama, Aza Tekurada, Natori, Miyagi 981-1231 Japan. TEL : 022-384-2236

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十二年一月二十二日

宮城県立がんセンター総長 菅 村 和 夫

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県立がんセンター清掃等業務 一式
- 2 調達案件の様式等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで
- 4 履行場所 宮城県立がんセンター（宮城県名取市愛鳥塩手字野田山四十七番地一号）

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。
- 3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 4 宮城県の物品調達に係る競争入札の参加資格制限要領に基づく資格制限を受けている期間中であること。
- 5 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する措置要件

のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- 6 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第九条の十五に定められた基準を満たすものであること。

- 7 本件業務又は延べ床面積一万平方米メートル程度以上の病院の同種の業務を、平成十九年一月一日以降、十二か月以上継続して誠実に履行した実績を有すること。

- 8 入札に参加を希望する者は、6及び7に掲げる事項を証する書類を平成二十二年二月十二日午後五時までに3の1に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- 9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十二年二月八日午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
千九八一・二二九三 名取市愛鳥塩手字野田山四十七番地一号

宮城県立がんセンター事務局総務班（担当 斎藤 敏彦 電話〇二二・三八四・三一五一）

- 2 入札説明書の交付期限 平成二十二年二月十二日午後五時まで。ただし、郵送による交付依頼は、平成二十二年二月九日までに1に掲げる場所あて必着のこと。

- 3 一般競争入札参加資格審査 入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十二年二月二十三日までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

- 4 入札書の提出期限 平成二十二年三月三日午後五時まで。（郵便により提出する場合は、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること。）ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。

- 5 開札の日時及び場所 平成二十二年三月五日午前十一時 宮城県立がんセンター 第二会議室

四 入札に参加することができる者

- 1 二に定める資格を有しない者
- 2 本件調達契約に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 入札参加に当たつての注意事項

- 1 調査基準価格について 本人札は、調査基準価格を設けるので、その調査基準価格を下回る入札があったときは、入札を保留にして必要な調査を行い、地方自治法施行令第百六十七条の十第一項の規定により、予定価格の範囲内の価格で最低の価格の入札者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の入札者のうち最低価格の入札者を落札者とすることがある。
- 2 履行能力確認調査について
 - イ 1の調査基準価格を下回る入札があり、入札が保留になったときは、最低価格入札者からの関係資料の提出及び事情聴取並びに関係機関への照会その他の方法により、最低価格入札者と契約することが、契約の適正履行及び公正な取引の秩序の観点から支障がないか調査（以下「履行能力確認調査」という。）する。
 - ロ 具体的な調査方法や最低価格入札者が提出すべき資料等、履行能力確認調査に関する内容は、「清掃業務委託に係る履行能力確認調査実施要領」及び「清掃業務委託履行能力確認調査・審査基準」に規定されており、宮城県出納局契約課のホームページ（http://www.pref.miyagi.jp/kyaku/）からダウンロードすることができる。
- 3 業務委託費内訳書について
 - イ 調査基準価格を下回る入札があったときは、調査基準価格を下回る入札を行った入札者から、入札書に記載されている入札価格に対応した業務委託費内訳書の提出を求める場合がある。
 - ロ 業務委託費内訳書は、書面により提出すること。
 - ハ 業務委託費内訳書の様式は任意であるが、最低限数量、単価、金額等を記載すること。
 - 四 調査基準価格を下回る価格で落札されたときの調査協力について この業務が調査基準価格を下回る価格で落札されたときは、業務の適正な履行を確保するため、履行期間中に必要な調査を行うことがある。その場合は、業務の受注者は次のとおり調査に協力しなければならない。
 - イ 受注者は、その業務体制について記載した書類を作成し、その提出を求められたときは、これに応じなければならない。
 - ロ 受注者は、業務を行うに当たり仕様書に基づき計画した内容について記載した書類を作成し、その提出を求められたときは、これに応じなければならない。
 - ハ イ及びロに規定する書類について事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。
- 5 長期継続契約について この業務は、年度当初から業務を開始する必要があることから地方自治法及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務とするため、この業務に係る歳出予算が不成立となったときは入札の中止や契約の解除を行うことがある。

六 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
 - 2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第一百二十二条及び第一百二十四条の規定による。
 - 3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
 - 4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一元未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 5 落札者の決定方法 財務規則第百条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、調査基準価格を下回る入札について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
 - 6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 有
 - 7 契約書作成の要否 要
 - 8 詳細は入札説明書による。
- 七 概要
- Summary
- 1 Item(s)/Service Required: Cleaning service for the Miyagi Cancer Center (one set)
 - 2 Duration of Contract: From 1 April 2010 to 31 March 2013
 - 3 Place of Delivery: Miyagi Cancer Center
 - 4 Deadline for Bid: March 3, 2010, 5:00 p.m.
 - 5 Contact Person: Toshiko Saito, Jimu-kyoku, Somu-han, The Miyagi Cancer Center, 47-1 Nodayama, Aza Medeshinashioe Natori, Miyagi 981-1293 Japan. TEL: 022-384-3151